

「家族が亡くなった時」の主な手続き

総務課 R4.4.19

チェック	種 別	返 還・届 け 出 先	備 考
	国民健康保険	【市】 保険年金課 給付班 (1階11番 TEL 29-5083)	※葬祭費の申請が出来ます ・亡くなった方の、健康保険証 ・会葬礼状、葬祭執行人の氏名が記載された、領収書、請求書または埋火葬許可証のいずれか ・葬祭執行人の通帳
	健康保険 後期高齢者医療		
	国保・後期の保険料の確認	【市】 保険年金課 賦課班 (1階10番 TEL 29-5084)	・亡くなった方の、健康保険証
	社会保険 共済保険	発行機関(勤務先)	・発行機関(勤務先)にお問い合わせください
	国民年金	【市】 保険年金課 国民年金班 (1階9番 TEL 29-5086)	・取り扱いが事例ごとに異なるため、国民年金班で確認してください
	厚生年金	岩国年金事務所 (TEL 24-2222)	
	共済 その他	発行機関	
恩給		総務省人事・恩給局 (TEL 03-5273-1400)	・恩給証書の記号番号が必要です
福祉医療受給者証		【市】 障害者支援課 福祉こども医療班 (1階12番 TEL 29-5074)	・亡くなった方の、福祉医療受給者証
障害者手帳		【市】 障害者支援課 障害者福祉班 (1階13番 TEL 29-2522)	・亡くなった方の、障害者手帳 ・届出人の印鑑(シャチハタ不可)
バス敬老優待乗車証		【市】 高齢者支援課 長寿支援班 (1階14番 TEL 29-2588)	・亡くなった方の、バス敬老優待乗車証
介護保険被保険者証		【市】 介護保険課 給付班 (1階15番 TEL 29-2544)	・亡くなった方の、介護保険被保険者証
児童手当・児童扶養手当		【市】 こども支援課 児童班 (2階E番 TEL 29-5075)	・受給者が亡くなった場合は、届出が必要です
保育園・認定こども園・幼稚園		【市】 こども支援課 保育班 (2階E番 TEL 29-5077) 各保育園・認定こども園・幼稚園	・届出人の印鑑(シャチハタ不可) ※世帯構成、保育を必要とする事由等に変更がある場合必要となります
軽自動車税 所有者の名義変更手続き		【市】 課税課 税制班 (2階G番 TEL 29-5053)	・車種により手続き機関が異なるため、税制班で確認してください
土地・建物の相続登記手続き		山口地方法務局 岩国支局 (TEL 43-1125)	
固定資産税 相続人代表者指定届		【市】 課税課 土地班 (2階G番 TEL 29-5055) 家屋償却資産班 (2階G番 TEL 29-5056)	・届出人の印鑑(シャチハタ不可)
市税の引き落とし口座の停止・変更手続き		【市】 収税課 管理班 (2階F番 TEL 29-5059)	・届出人の通帳、通帳届出印
市税の納付状況等の確認		【市】 収税課 収納班 (2階F番 TEL 29-5060)	・亡くなった方の、納税通知書
森林の土地の相続等の届出		【市】 農林振興課 林政班 (4階 TEL 29-5115)	・相続等により森林の土地を取得したら、届出が必要です
農地の相続等の届出		【市】 農業委員会事務局 (5階 TEL 29-5230)	・相続等により農地を取得したら、届出が必要です

※ 市の手続きについては、各総合支所・各支所・各出張所等で対応可能なものもあります。